

新旧対照表

新	旧
白井市建設工事最低制限価格運用要領 平成 2 2 年 3 月 1 日制定 (略) (最低制限価格の算定方法等) 第 3 条 最低制限価格は、設計金額の各号に掲げる額の合計額（ただし、その額が設計金額に 1 0 0 分の 9 2 を乗じて得た額を超える場合にあつては 1 0 0 分の 9 2 を乗じて得た額とし、合計額が設計金額に 1 0 0 分の 7 5 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 1 0 0 分の 7 5 を乗じて得た額とする。）とする。また、各費用の算定項目に含まれる費目は別表に定めるとおりとする。 (1) 直接工事費に 1 0 0 分の 9 7 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (2) 共通仮設費に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (3) 現場管理費に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (4) 一般管理費に 1 0 0 分の 6 8 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） 2 工事の性質上前項の規定により難しいもの及び予定価格が 5 0 0 万円未満の工事については、前項に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額とする。ただし、これにより難しいものについては、予定価格に 1 0 0 分の 9 2 を乗じて得た額から予定価格に 1 0 0 分の 7 5 を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とすることができる。 (略) <u>この要領は、令和 7 年 3 月 日から施行する。</u>	白井市建設工事最低制限価格運用要領 平成 2 2 年 3 月 1 日制定 (略) (最低制限価格の算定方法等) 第 3 条 最低制限価格は、設計金額の各号に掲げる額の合計額（ただし、その額が設計金額に 1 0 0 分の 9 2 を乗じて得た額を超える場合にあつては 1 0 0 分の 9 2 を乗じて得た額とし、合計額が設計金額に 1 0 0 分の 7 5 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 1 0 0 分の 7 5 を乗じて得た額とする。）とする。また、各費用の算定項目に含まれる費目は別表に定めるとおりとする。 (1) 直接工事費に 1 0 0 分の 9 7 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (2) 共通仮設費に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (3) 現場管理費に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (4) 一般管理費に 1 0 0 分の 6 8 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） 2 工事の性質上前項の規定により難しいもの について、前項に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額とする。ただし、これにより難しいものについては、予定価格に 1 0 0 分の 9 2 を乗じて得た額から予定価格に 1 0 0 分の 7 5 を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とすることができる。 (略)